

障害者虐待防止と身体拘束等の適正化について

和歌山県障害福祉課 施設福祉班



次第

1. 障害者虐待防止研修について
2. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例
3. 虐待が起こりがちな職場の特徴
4. 基準省令で令和4年度から義務付けられていること
5. 運営基準を満たしていない場合の減算措置



1. 障害者虐待防止研修について



1. 障害者虐待防止研修について

詳細については、令和5年3月14日に県主催で開催する事業者向け虐待防止研修の内容(事業者を代表して受講した職員から伝達研修される)をご参照ください。

利用者1人ひとりを「人格」と「尊厳」を持った1人の人間としてみてください。



2. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例



2. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例

事例1

職員が利用者と1対1になったときに**性的虐待**を行った。

背景

- 誰も見ていないし、障害者だから告白できないし、ばれないという意識
- 自分の性的欲求を満たす存在として障害者を見ていた。



2. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例

事例2

利用者が嫌がる言動をしばしば行っていたが、周囲が注意できなかった。

(**身体的虐待・心理的虐待**)

背景

- もともと、福祉の現場に不向きな職員が利用者に対応していた。
- 職場の雰囲気壊したくないと他の職員が言い出せなかった。
- 管理職が現場の実態を把握できていなかった。



2. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例

事例3

ワンマン管理者の言動がエスカレート(心理的虐待)

背景

- ワンマン管理者が、以前から児童に過激な言動をしていた。
- 職員は、管理者に物申せない雰囲気があった。
- 児童が泣き出す事件で、ようやく通報に至り、体制を一新した。



2. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例

事例4

ストレスがたまり、思わず利用者を殴ってしまった(身体的虐待)

背景

- 仕事のストレスに加え、プライベートでもストレスがたまっていた。
- 利用者に対し、冷静な対応ができず、怒りを抑えられなかった。



3. 虐待が起こりがちな職場の特徴



3. 虐待が起こりがちな職場の特徴

- 職員が初めて福祉の仕事に就くのに、**必要な研修・説明を受けていない。**
- 職場の**風通しが悪い**(パワハラが発生、物申せない雰囲気がある等)
- 人員が足りていない(忙しすぎ、余裕がない)、ストレスがたまる。
- 職員が自己流の支援や時間にこだわり、**利用者のことを考えない。**



管理者、サービス管理責任者等にあっては、一般職員への虐待防止研修・身体拘束等適正化研修だけでなく、

①風通しのよい職場になっているか②ストレスを抱える職員へのフォローが行き届いているかを点検・確認していただきたい。



4. 基準省令で令和4年度から義務付けられていること



4. 基準省令で令和4年度から義務付けられていること

虐待防止

①虐待防止委員会の開催

→虐待防止委員会を定期的に行き開催し(年に1回以上)、その結果を従業員に周知徹底すること。

②虐待防止研修の実施(年に1回以上)

③虐待防止責任者(担当者)の設置

* 虐待防止委員会は後述の身体拘束適正化委員会と一体的に行き開催可。

* 事業所単位でなく、法人単位での開催可(法人規模に応じて選択)。

* 委員会は管理者、サービス管理責任者等、その他の委員から構成され、利用者家族、外部の有識者を加えることが望ましい。



4. 基準省令で令和4年度から義務付けられていること

身体拘束等の適正化

①身体拘束適正化(検討)委員会の開催

→**身体拘束適正化委員会**を定期的に開催し(年に1回以上)、その結果を従業者に周知徹底すること。

②**身体拘束等適正化指針**の策定

③**身体拘束等適正化研修**の実施(年に1回以上)

* 身体拘束等とは、身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為。

* 身体拘束適正化委員会は前述の虐待防止委員会と一体的に開催可。

* 事業所単位でなく、法人単位での開催可(法人規模に応じて選択)

* 委員会は管理者、サービス管理責任者等、その他の委員から構成され、医療職(医師・看護師等)、外部の有識者を加えることが望ましい。



4. 身体拘束等についての留意事項

そもそも、身体拘束は下記の緊急やむを得ない場合を除き、禁止

<緊急やむを得ない場合 ※以下のすべてを満たすこと>

- ①**切迫性**:利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高い。
- ②**非代替性**:身体拘束等を行う以外に代替する方法がない。
- ③**一時性**:身体拘束等が一時的であること。

<やむを得ず、身体拘束を行う場合に必要な手続き>

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人及び家族への十分な説明(了承)
- ③必要な事項の記録(態様、時間、利用者の心身の状況、理由等)



5. 運営基準を満たしていない場合の減算措置



令和5年度から減算対象となるため注意！！

5. 運営基準を満たしていない場合の減算措置

身体拘束廃止未実施減算(5単位/日)

＜次の①から④のいずれかに該当する場合は、基本報酬を減算＞

- ①身体拘束等を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録していない場合。
- ②身体拘束適正化委員会を定期的を開催(年に1回以上)していない、その結果を従業者に周知徹底していない場合。
- ③身体拘束等適正化指針を策定していない場合
- ④従業者に身体拘束等適正化研修を定期的(年に1回以上)実施していない場合。



「障害者虐待防止と身体拘束等の適正化について」
は以上となります。

